

## 第1回幼児教育・保育部会 議事要旨

日 時：平成25年10月3日（木）午後2時30分～午後3時30分

場 所：和歌山市勤労者総合センター6階文化ホール

出席者：委員 8名

担当課等

福祉局長

子育て支援課 保育課 教育政策課 学校教育課 教職員課

### 1 開会

### 2 部会長挨拶

部会長：平成27年4月1日から逆算すると、ここでの審議内容が非常に重要となります。

この部会では、先ほどご審議いただいたアンケートの結果から、幼稚園、保育所、そして認定こども園がどの程度必要なのか、それぞれの定員が数字的にどの程度確保されるべきかについて具体的に数値を決めなければなりません。来たる時まで、成果をあげていきたいと思います。

### 3 議事

(1) 幼児教育・保育部会での検討事項について

(2) 今後のスケジュールについて

事務局：〈資料2・参考資料に基づき説明〉

部会長：来年6月までに、設備や運営を条例で定めるということですが間に合うのでしょうか。公定価格が決まらないと、中身が決まらないのではないのでしょうか。

事務局：その通りです。公定価格が非常に重要になりますので、国に対して早く作成していただきたいと、8月の国の会議においても要望を出したところです。実際に国の予算が決まって動き出すのが平成27年度のため、予算要求を行う平成26年にならないと公定価格は決まらないということで、それまで市町村も動けないのが現状です。それでも、本来8月に出すはずの国の概算要求提示を、今回平成26年6月に前倒しされるということ自体が今までにはないことだそうです。和歌山市としては25年度中に公定価格をいただきたいところですが、それは無理との回答でした。

そのようななかで、和歌山市が基準条例を作っていくにあたって、必ず守らなければならないものと、参酌基準とがあり、現在その基準について検討されているところ

です。国の方からはそれら基準について年内までに定めるとしてあります。随時情報も出てきていますので、和歌山市では前倒しで作成しておいて、後で国の基準と整合性を合わせるのがよいと考えています。

委員： 6月に公定価格が提示されるので、9月の議会ではだめなのですか。

事務局： 9月議会でもよいのですが、平成26年10月には幼稚園・保育所の募集が始まりますので、基準が募集後に決定するというのでは、結局かい離などの問題が生じてしまう可能性があります。そのため、国では6月がタイムリミットになるのではないかと示しています。

委員： 9月末までに条例を議会で可決し、10月1日から募集するのなら問題はないのではないですか。

部会長： 時期がずれてはいけないということです。しかしそれが、市民の利便性につながるのであればその時は特例としてでも、きちんとしたものをつくった方がよいと思います。無理に見切り発車して、後で不具合が出てくるということでは結局平成27年4月1日時点で問題になってしまうこともあります。何回かで集中して進めた方がよいのではないのでしょうか。

委員： 国の公定価格が直前で出てくることもあるので、あらかじめ形をつくっておいて、訂正する方法がよいのではないのでしょうか。

事務局： 会議でも、かなり前倒しで提示しないと間に合わないとのことでした。

部会長： まず、消費税の導入が決まらないと動けないですね。スピードアップして2か月の前倒しとなっても、市民の皆様には迷惑をかけられません。期間が短いので、何か審議する場合にも、国から変更不可能と指示されているものは不可能であると提示し、市で検討できる部分について具体的に審議するなど、国の基準と市の裁量とを明確に分けて審議していかないと、タイムラグが出てしまうと思います。

事務局： 国から提示されている資料は、出来るだけ委員の方にも提示させていただき、進めていきたいと思っています。

部会長： まず国の資料を各委員に送っていただき、その資料について各委員が勉強すれば事務局と同じレベルで動いていけるのでスムーズに進められると思います。確認しますが、中核市としての権利を県に対して行使していくのでしょうか。または県と協議されるのでしょうか。

事務局： 県は広域に調整する立場となっています。隣接市町から幼稚園に通っているという現状もあり、県ではおそらくそのあたりについて調整する必要があり、また保育所型や幼稚園型認定こども園の認可については県の権限になりますので、おそらく県が県全体を見ながらその量についても調整することになると思われま。和歌山市は市で幼児教育・保育の提供区域を決めて、設定していくこととなります。

部会長： 広域調整にしても行政間で50：50でないといけないでしょう。和歌山市の保育所では基本的に和歌山市に住んでいる児童の受入しかしていません。和歌山市に仕事に來ている人も受け入れを行ってあげれば良いと思うのですが。

委員： 県とは十分に調整しておく必要がありますね。

部会長： 和歌山市が中核市としての権限を持っているので、市長から知事に対して申し入れができるとなっています。その申し入れがなければおそらく全市町村が横並びになってしまうでしょう。今回策定する計画については、和歌山県の30市町村すべてがそろわないと、国にも申し入れできないと思います。県の後追いではいけないでしょう。

委員： 結局、この新制度では、保育所・幼稚園の一体化の流れで、すべてを認定こども園にしていくということですか。

事務局： 新制度では、保育所・幼稚園を必ず認定こども園にしていくわけではありません。ただ、認定こども園化が全く進んでいない状況があるため、今まで認定こども園に関することは文部科学省と厚生労働省とで管轄を分けていたのを、この新制度では一括して内閣府で取りまとめることになったと思われま。また幼保連携型認定こども園については、事務を簡素化させるため一括して市町村で認可できるようになります。

部会長： 幼保連携型認定こども園を推進する背景には、良質な教育・良質な保育を提供するためという点があります。つまり、今のままの保育・教育でよいのかということが根底にあります。今回幼保連携型認定こども園は、3歳以上に対して教育としての位置づけをされたということが非常に大きいと考えま。今までは同じ年齢の子どもであるのに、幼稚園と保育所で環境や教育内容が全く違うという状況でした。そこを今度は幼稚園・保育所のそれぞれよい部分を、幼保連携型認定こども園で取り入れていくという内容です。ただ、だからと言って、今の幼稚園・保育所が幼保連携型認定こども園に移っていくかと言えば、公定価格が今よりも上がらないのなら行かないと思われま。

事務局： どのような形で確保するかという点で、公定価格が決まって既存の幼稚園や保育所の方向性が見えてこないとし町村は計画をつくるのが難しいところ。公定価格の件については、国にも質問を投げかけたところ、まだ予算要求もしていない状況の中で

はっきりしたことは言えないが、幼保連携型認定こども園については高くするとの回答をもらっています。

部会長： 施設型給付で、幼保連携型認定こども園に出す給付と従来の施設に対する単価が違うかという点については必然的に違うでしょう。とにかく、今後はもっとスピード感を持って、進め方についても市として検討できる部分を重点的にやっていけるようにしたいと思います。

委員： この新制度では政策的な部分をおさえていかなければなりません。話し合いをしながら、子どもたちのためになるようなものにしていかなければなりません。しかし苦しいところも出てくるでしょう。

委員： 支援事業計画は、いつまでに仕上げるのですか。

事務局： 平成26年の夏ぐらいまでにとわれています。6月に公定価格を聞いてからでは時間がないので、実際は9月～10月と考えています。

委員： 聞けば聞くほど無理な感じがしますが。県が取りまとめるとなっていますが、和歌山市の子どもをどう育てていきたいかという点については、もっと早めに決められないでしょうか。

事務局： 和歌山市としては「子どもをどう育てていくのか」という点についても市町村計画に入れ込みたいので、その分野については早く検討することができると思います。保育・教育の見込み量の分野は、市としては支援計画の一分野として捉えていますので、子どもの育ちを全体で盛り込みたいと考えています。

ニーズ調査の内容としても保育・教育の見込み量の分野は多くなっていますが、和歌山市の保護者がどのような思いを持っているのかを聞いて、盛り込んで計画をつくりたいと考えています。

この計画は5年計画となっていますが、その計画期間内で3年間ごとに見込み量を精査することになっています。また、毎年進捗状況も把握していかなければなりません。

委員： 和歌山市が具体的に計画策定しても、県から指摘や指導を受ける可能性もあるのですか。やはり県が主導することになるのではないですか。

事務局： 今回の子ども・子育て支援新制度では地方自治体、特に市町村が主体であり、その市町村の計画を持ち寄り、県の計画とするとのこと。

委員： それでは、時間的に心配ですね。

事務局： 県には計画策定の進捗状況を4か月ごとに示すこととなっていますので、県と密接にやり取りをしていくことができると思います。

委員： しかし、やはり公定価格が決まらないと動けないですね。

部会長： まずニーズ調査の結果報告が3月末ではなく、ひと月でも前倒しできれば、年度内にニーズ調査さえ出ればここで審議を進めていけると思います。早急にニーズ調査の発送・集計・分析をしていただいて、それに基づきながらすべきことの骨格を決めたいと思います。先ほども申したとおり、国から指示のあったところについては審議しようが無いので、参酌すべきところを、皆さんで議論していただきたいと思います。

委員： 就学前の教育が充実してくれば、国の教育も変わってくるといわれています。質の高い教育・保育をしっかり考えて動いていきましょう。

部会長： 和歌山市は、県よりもかなり先に動いています。やらなければならないことにプライオリティをつけて、まずできることは早急に進めましょう。

委員： 会議の設置率は、7月はじめで35%となっているようです。

部会長： 国の会議とペースを合わせると、こちらは止まってしまいます。中央では大きな柱の部分を議論していますが、実際にはもっと細部の問題がたくさんありますので、その部分については何も分からないうちに地方に振られるかもしれないですね。

委員： 福祉の基準は、国の方できちんとやっていただきたいですね。

委員： 平成20年度の幼稚園教育要領と保育所保育指針が同時に改定されたことは、保育所独自の創意工夫が求められるようになってきているということです。この改定も含め国の動きは相当根回しされているようです。

委員： 保育所・幼稚園ともにいろいろ問題はありますが、0～3歳児は保育所、4～5歳児は幼稚園教育というような幼保一体型保育をすればよいと思います。

部会長： 和歌山市では幼稚園しかない地域、反対に保育所しかない地域もあり、選びたくても選べない現状があります。

委員： 公立は廃止して、民間幼稚園・保育所にお願いすればできるはずだと思います。

部会長： 今回の認定こども園は民間にとってはいいのですが、公立は認定こども園に変わっても変わらなくても何もありません。そのような状況ではありますが、和歌山市の子

どもたちのために何が一番よいかを公立にも考えていただきたいと思います。

事務局： 財政面から言えば、公立より民間の方がよいでしょう。しかし、公立の幼稚園・保育所のあり方を検討するべく、教育委員会と福祉の双方で話し合いを始めているところです。

事務局： 私立・公立それぞれのありかた、そして方向性についての話し合いができる最後のチャンスだと感じています。

部会長： 今回の消費税増税により、いよいよ子どもたちのためにお金が充てられるようになってきました。和歌山市も少子高齢化の進む中、子どもたちのために、資金を有効に使って欲しいと思います。

委員： 幼稚園から認定こども園に移行した園長先生が、幼稚園の部分は補助金があるが保育所の部分は補助金がないとっていました。附帯決議の中で現行の幼稚園型認定こども園の認可外部分に、こども安心基金が十分活用されるようにとあるので、保育所の部分がこの認可外部分にあたるのではないですか。きちんと明記してあるのに、なぜ補助金が助成されないのかとおっしゃっていました。

事務局： 保育所の部分としては、和歌山市は認可していません。それは、待機児童が少ないからです。

委員： 待機児童がないのに、なぜ保育所で定員増をしているのですか。

事務局： 民間保育所の認可権限は県庁の子ども未来課ではなく、市の保育課で行っています。幼稚園でも公立は和歌山市教育委員会で、民間は県の総務学事課が決めます。保育所・幼稚園を認可する部分で、そのように権限が分かれています。そのため、今は制度が違ふと理解していただきたいと思います。

委員： 保育所の部分は認可外にはあたらないのですか。

事務局： まず和歌山市では認可外の部分には、補助金を出していません。こども安心基金での補助があるとすれば、知事の権限で、県から貰えます。和歌山市では認定こども園すべてについても、保育の部分についてはこれ以上認可を増やさないとということを見守り審議会で決定しています。その部分は、平成27年3月31日までは継承していかねばなりません。しかし平成27年度以降については、和歌山市の方向性が転換されてきます。新制度になれば幼保連携型認定こども園は、国から和歌山市に権限が移行してきますので、そこで認定されれば、施設型給付として受けられることとなります。

部会長： 現在は幼稚園・保育所・認定こども園がありますが、幼保連携型認定こども園に認定されなければ給付は受けられません。こども安心基金の権限は、和歌山市ではなく知事にあります。しかし、県ではそもそも施設を持たないため、公立幼稚園・保育所もある和歌山市の方が、末端の実情をよく理解しているのが現状です。

委員： 和歌山市が権限を持つてできるようにしていただきたいと思います。

#### 4 閉会